

## 平成20年度決算で見る斜里町の財政状況

### (1) 行政サービスはすべて予算から

- ① 地方自治体である市町村（区）は、住民に最も近い基礎的な自治体として、福祉や教育、環境、産業振興、生活基盤の整備など住民の生活に密着した行政サービスを行っていますが、そのサービスの裏付けとなるのが財政です。
- ② この財政は、行政の執行者である市町村（区）長が、毎年3月に、一年間の収入と支出の見積りをたてた「予算」をつくって議会に提出し、議会の決定により成立し、事務・事業等が執行されます。従って、予算はその自治体の設計書ともいえます。
- ③ 予算は、その形式や性質によって、一般会計（その団体の予算の本体をなし基本的な収入と支出を扱う会計）と特別会計（特定の事業等を行う会計）、さらに企業会計（公営企業法の適用を受ける会計）の3つの種類に区分されます。
- ④ 一般的に自治体の予算とは「一般会計」を指しており、市町村（区）長の考え方や、政策が反映されるものになっています。

### (2) これまで10年間の斜里町の財政のすがた

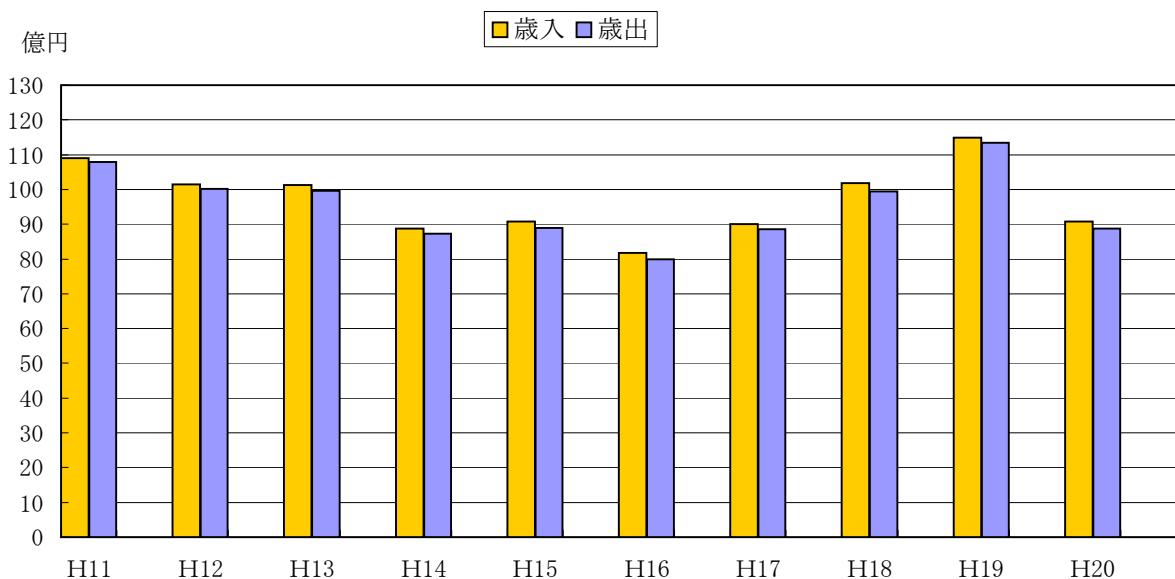
#### ①斜里町の決算額の推移

斜里町の「一般会計」における過去10年間の決算（予算に対する実績）ベースを見ると、年度ごとの規模は、国から交付される地方交付税の削減や、行財政改革による行政経費の縮減などによる影響により、減少してきましたが、平成17年度以降中心市街地活性化事業などの大型事業の推進に伴い、決算規模も増加してきておりましたが、平成20年度決算では、歳入90億8千7百万円、歳出88億7千3百万円となったところであります。

※以下資料に示す、1人当たりの金額を算出する際に使用する各市町村のH21.3.31現在の人口は下段の表のとおりとなります。

※参考	北見市	網走市	紋別市	美幌町	津別町	斜里町	清里町	小清水町	訓子府町	置戸町	佐呂間町	遠軽町	湧別町	滝上町	興部町	西興部村	雄武町	大空町
H21.3.31現在人口	125,977	39,420	25,248	22,193	5,945	12,846	4,708	5,557	5,744	3,463	6,040	22,840	10,405	3,235	4,393	1,163	5,021	8,359

#### 決算規模の推移



単位：億円

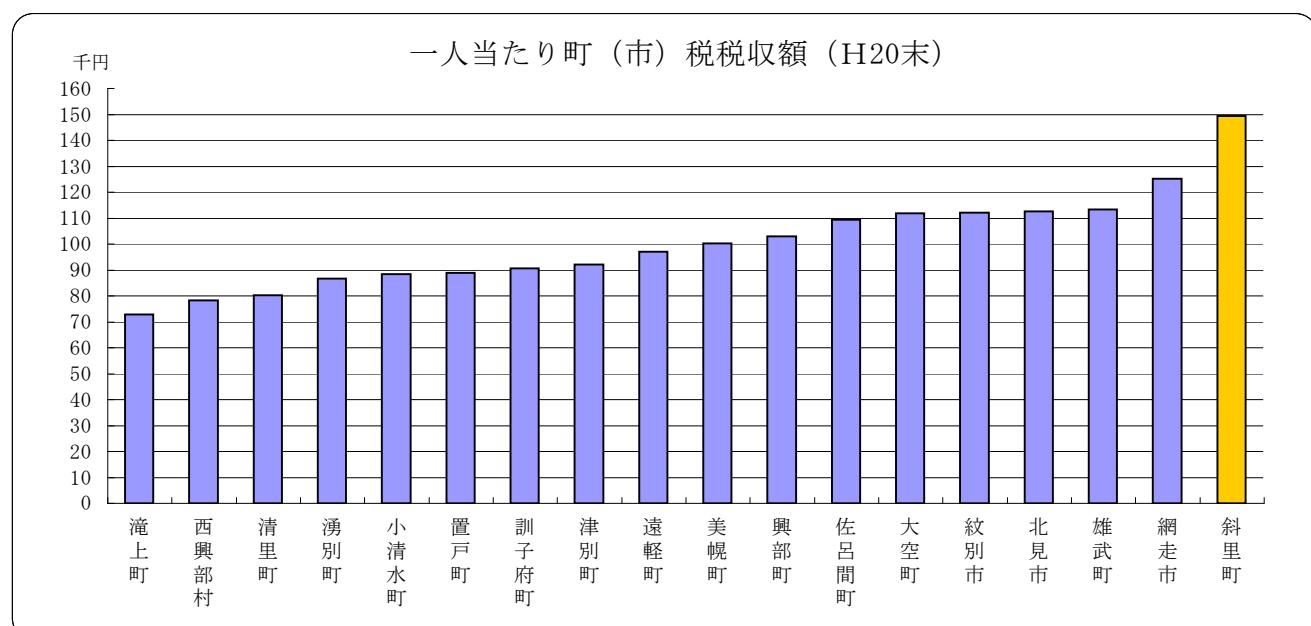
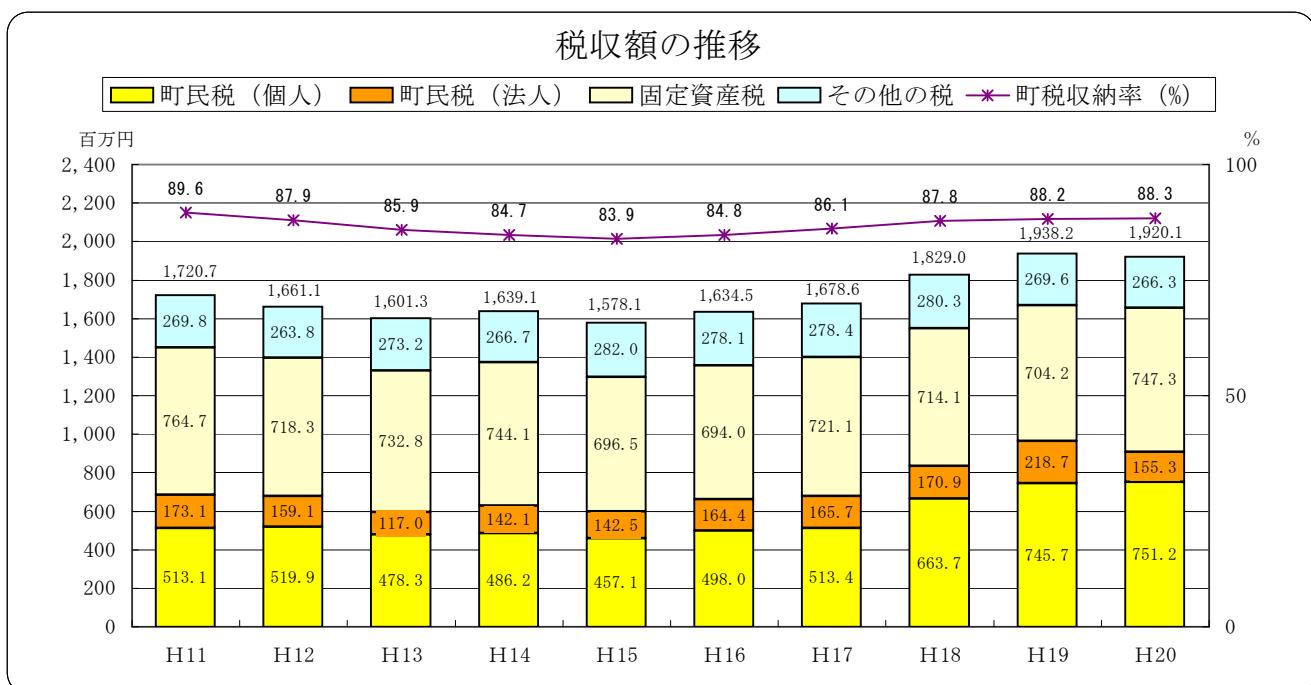
区分	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
歳入	109.09	101.5	101.36	88.81	90.73	81.78	89.98	101.75	114.93	90.87
歳出	107.82	100.18	99.69	87.24	88.96	79.96	88.48	99.44	113.34	88.73

## ②税収額の推移と町民1人当たりの税収額

町税は、平成17年度までは16億程で推移していましたが、平成18年度に増加に転じ、平成19年度には所得税から町民税への税源移譲が行われ、町民税個人分の所得割税率の変更、定率減税の廃止など、地方税法の改正により大幅な税収増になりました。平成20年度決算では19億2千万円となりました。

町税は比較的安定した財源となっており、一般会計の収入全体に占める割合は15~20%となっております。

また、斜里町の町民1人当たりの税収は約15万円となり、管内の他市町村と比べて比較的優位であることがうかがえます。



区分	単位：千円																	
	滝上町	西興部村	清里町	湧別町	小清水町	置戸町	訓子府町	津別町	遠軽町	美幌町	興部町	佐呂間町	大空町	紋別市	北見市	雄武町	網走市	斜里町
町(市)税額	73.0	78.2	80.3	86.8	88.4	88.9	90.7	92.2	97.0	100.3	102.9	109.4	111.9	112.1	112.6	113.3	125.2	149.5

### ③地方交付税の推移

地方交付税は自主財源が少ない地方の自治体でも財源が豊富な都市部自治体と変わらない行政サービスが受けられるような仕組みで国が地方自治体に交付するお金です。

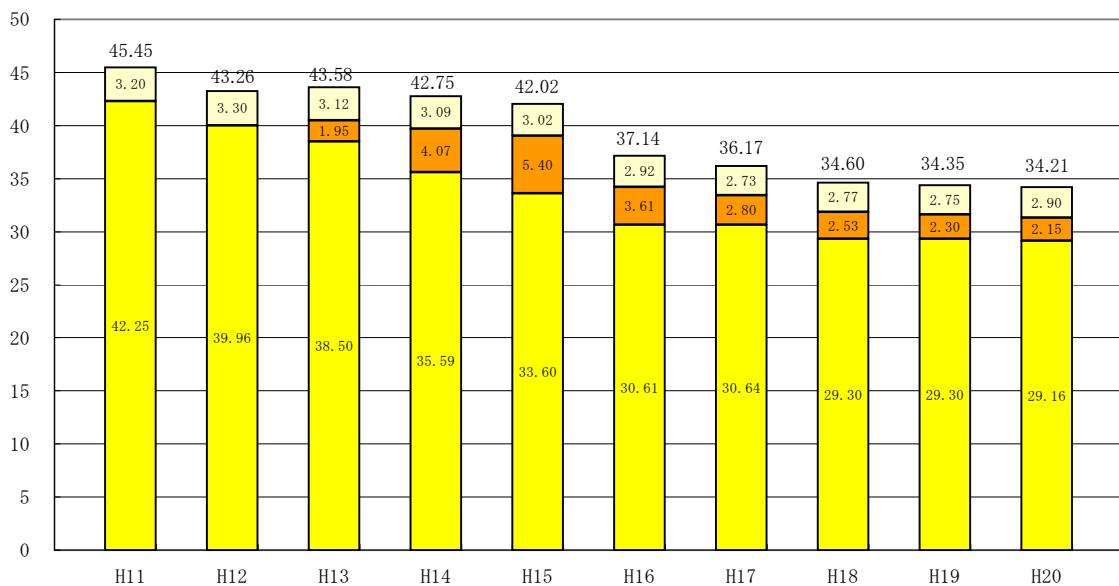
交付額のピークは平成11年度の45億5千万円でしたが、20年度では32億円台（臨時財政対策債除く）に削減され、実に約13億円の減額となりました。

今後も減額されることが予想されますが、斜里町の一般会計歳入の40%程度のウェイトを占めており、最も大きな財源となっていることから、この額の多寡が財政運営に大きな影響を及ぼしています。

地方交付税の推移

億円

■普通交付税 □臨時財政対策債 □特別交付税



単位：億円

区分	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
普通交付税	42.25	39.96	38.50	35.59	33.60	30.61	30.64	29.30	29.30	29.16
臨時財政対策債			1.95	4.07	5.40	3.61	2.80	2.53	2.30	2.15
特別交付税	3.20	3.30	3.12	3.09	3.02	2.92	2.73	2.77	2.75	2.90
計	45.45	43.26	43.58	42.75	42.02	37.14	36.17	34.60	34.35	34.21
増減率 (%)	0.6	△ 4.8	0.7	△ 1.9	△ 1.7	△ 11.6	△ 2.6	△ 4.3	△ 0.7	△ 0.4

#### ④ 性質別経費の推移

##### ●義務的経費（人件費・公債費・扶助費）の状況

- 人件費は平成11年度の22億円から、平成20年度で14億円台に大幅に圧縮しています。  
これは、行財政改革による職員数の減や、給与費の削減等によるものです。

・公債費は過去の投資的事業の実施によって、町債の発行が増大したため、その償還額が増加傾向にあり、平成16年度で16億円の償還額（減税補てん債の一括償還及び特定資金公共投資事業債の繰上償還による。）となりましたが、平成17年度以降は、13億円台で推移しており、平成20年度で13億8千万円となったところであります。  
今後数年は大型事業による新規借入及び償還を迎えるため、上昇すると考えられますが、計画的な公債費負担の平準化を図っていかなければなりません。

・扶助費は2億～3億円台で推移しており、国の制度改正等により年々増えていく傾向にあり、平成20年度で3億8千万円となったところであります。

扶助費の主なものは、自立支援給付扶助費や児童手当などがあります。

##### ●投資的経費（施設の建設事業や災害復旧費など）は、その年度の建設事業の実施によって大きく変動します。

平成13年度までは、ウトロ小中学校の建設、公営住宅の立替などが集中した期間であり、平成17年度以降は、中心市街地活性化事業の推進に伴う土地・建物補償や道の駅建設などの実施により、平成18年度は大きな伸びを示しております。

平成20年度につきましても、中心市街地活性化事業などの建設事業の実施等により、24億7千万円となったところであります。

今後においても、数年は大型事業も予定されているため上昇傾向となることから、今まで以上に計画的な事業実施を図っていかなければなりません。

##### ●物件費については、ピーク時には12億円程度でしたが、行財政改革に基づいた業務の民間委託化の推進、個別事業・事務の精査による経費の削減により10億円前後で推移しており、平成20年度で9億3千万円となったところであります。

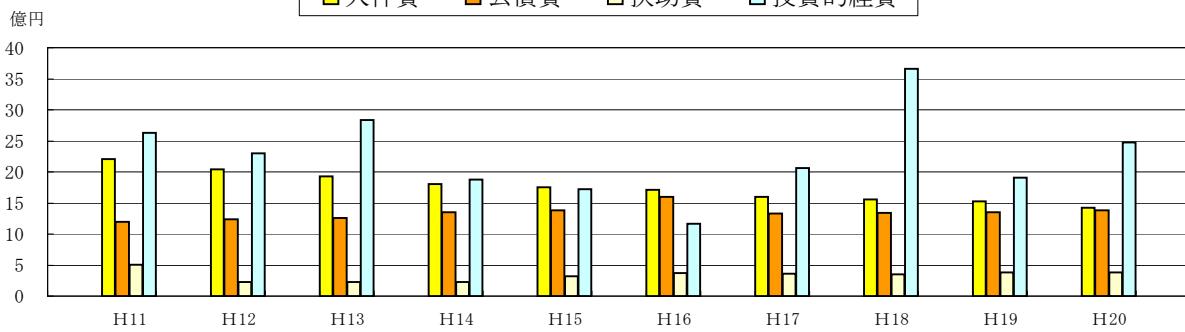
今後においても、経費の節減に努めていかなければなりません。

##### ●その他の経費（義務的経費、投資的経費、物件費以外の経費で、補助費・維持補修費などの経費）のうち補助費につきましては、平成19年度は国営土地改良事業の完了に伴い、負担金の繰上償還が行われたことから、大きな伸びの要因となっていましたが、平成20年度では30億程減額となり、11億5千万円支出したところであります。 今後においても、行財政改革に基づいた補助負担金等の適正化に努めていかなければなりません。

区分		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
義務的経費	人件費	22.09	20.45	19.24	18.00	17.57	17.10	16.03	15.53	15.29	14.24
	公債費	11.93	12.42	12.56	13.48	13.78	16.00	13.32	13.44	13.51	13.83
	扶助費	5.03	2.27	2.28	2.23	3.22	3.69	3.62	3.47	3.85	3.83
	小計	39.05	35.14	34.07	33.71	34.57	36.80	32.97	32.44	32.65	31.90
投資的経費	投資的経費	26.31	23.04	28.39	18.72	17.22	11.67	20.64	36.56	19.12	24.75
	物件費	11.73	11.40	10.68	11.04	10.97	10.18	9.59	8.75	9.24	9.38
その他経費	維持補修費	1.41	1.65	1.73	1.88	1.84	1.33	1.35	1.32	1.41	1.42
	補助費等	16.61	16.67	15.10	11.52	11.40	9.75	9.61	10.66	42.03	11.57
	積立金	5.43	3.83	1.39	1.49	3.60	2.19	5.91	2.25	1.27	1.98
	投資出資金	0.41	0.47	0.07	0.17	0.13	0.18	0.65	0.55	0.56	0.57
	貸付金	1.38	1.32	1.54	1.47	1.37	1.31	0.87	0.55	0.58	0.58
	繰出金	5.50	6.66	6.72	7.24	7.87	6.55	6.89	6.36	6.48	6.58
	小計	30.74	30.60	26.55	23.77	26.21	21.31	25.28	21.69	52.33	22.70
	歳出合計	107.83	100.18	99.69	87.24	88.96	79.96	88.48	99.44	113.34	88.73
	増減率(%)	△ 7.4	△ 7.1	△ 0.5	△ 12.5	2.0	△ 10.1	10.7	12.4	14.0	△ 21.7

義務的経費と投資的経費の推移

■人件費 ■公債費 □扶助費 □投資的経費

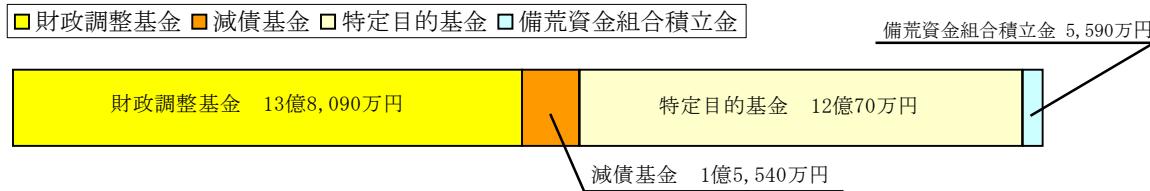


### (3) 町の預貯金と借金の状況

#### ①斜里町の基金残高（貯金）

災害時や後年度の財源不足等に備えての預金、さらに特別な事業目的のために積立しているものがありますが、その預金等の状況は次のとおりです。

- 平成20年度末基金の残高27億3千7百万円 + 災害等のために備える預金残高 5千5百90万円

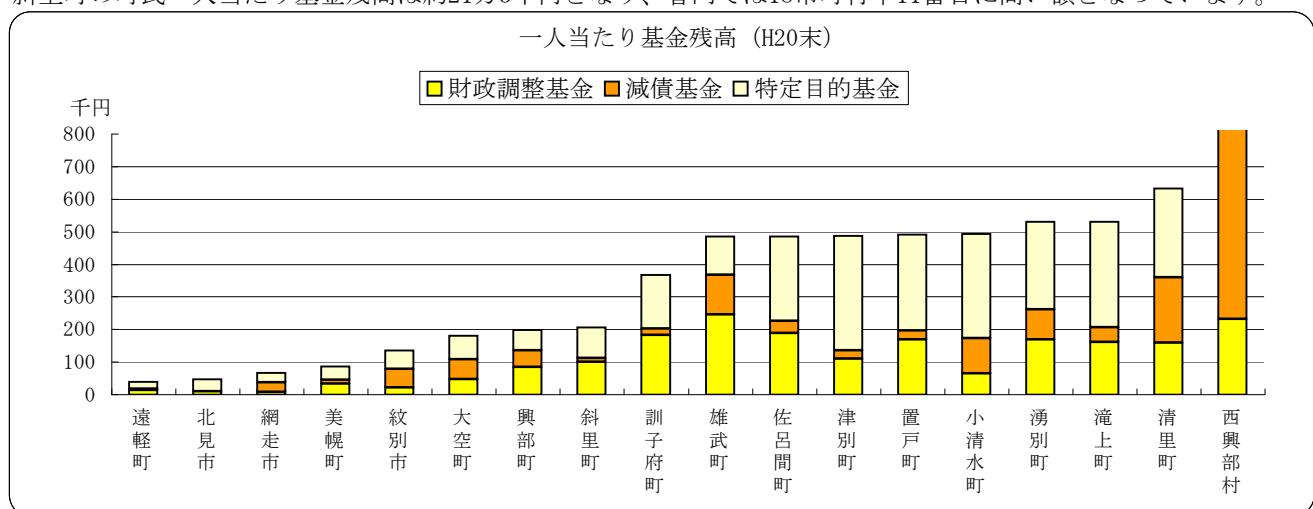


区分				小計	備荒資金組合積立金	合計
	財政調整基金	減債基金	特定目的基金			
斜里町	1,380.9	155.4	1,200.7	2,737.0	55.9	2,792.9

- 財政調整基金：予期しない収入減や支出増に対応し年度間の財源の不均衡を調整するためのもので長期的な財政運営のために、財源に余裕のある年度に積立を行っているものです。
- 減債基金：借入金返済のために積み立てられた基金です。
- 特定目的基金：特定の事業実施のために積み立てられた基金です。（特別会計分含む）

#### 町民一人当たりの基金残高（貯金）

斜里町の町民一人当たり基金残高は約21万3千円となり、管内では18市町村中11番目に高い額となっています。



※備荒資金組合への積立金を除く

#### ②斜里町の地方債残高（借金）

平成13年度以降、国も地方も小さな行政を目指すこととしたところから、財政投資は大きく縮減されてきましたが、平成17年度以降、大型事業の本格化に伴う借入があることから、借金については増加していくことが予想され、残高の減少は難しい状況にありますが、今後、地方債を発行する際には、投資的事業の精査・重点化などの財政健全化の取り組みを推進しつつ、交付税算入措置のある地方債を選択するなど、計画的な公債費負担の平準化を図っていきます。

平成20年度末の投資事業の実施による地方債残高は次のとおりです。

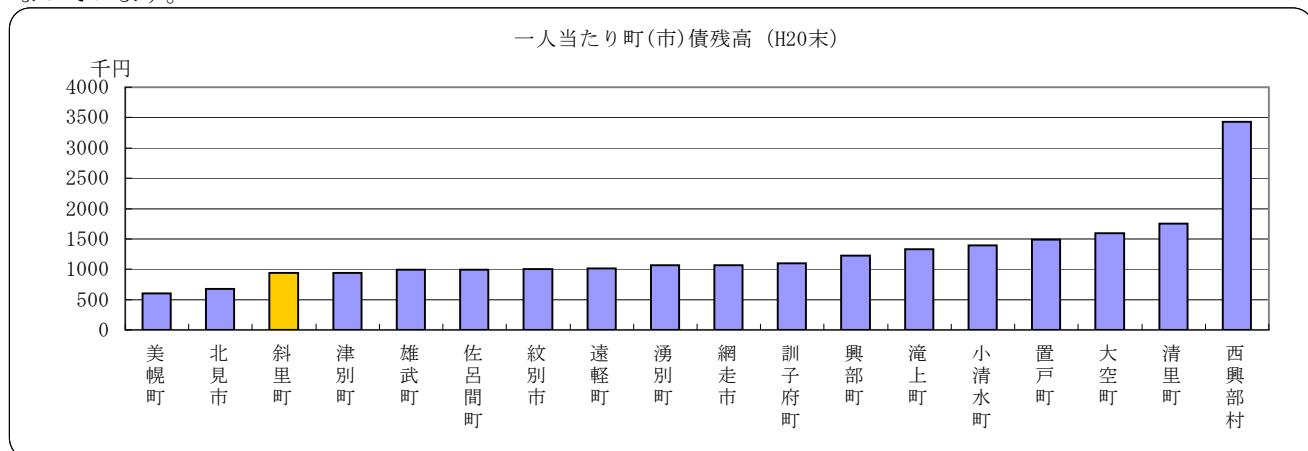
- 平成20年度末地方債の残高205億1千3百70万円



区分					合計
	一般会計	公共下水道事業会計	水道事業会計	病院事業会計	
斜里町	12,096.6	5,310.5	2,382.4	724.2	20,513.7

## 町民一人当たりの地方債残高（借金）

一般会計分の町民一人当たりの町債（借金）残高は約94万2千円となり、管内では18市町村中3番目に低い金額となっています。



単位：千円

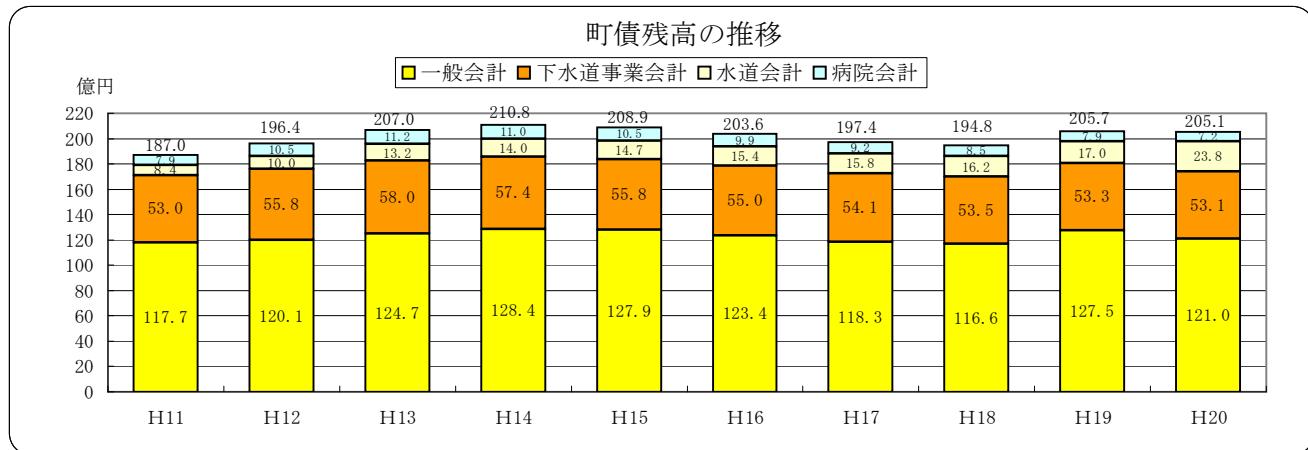
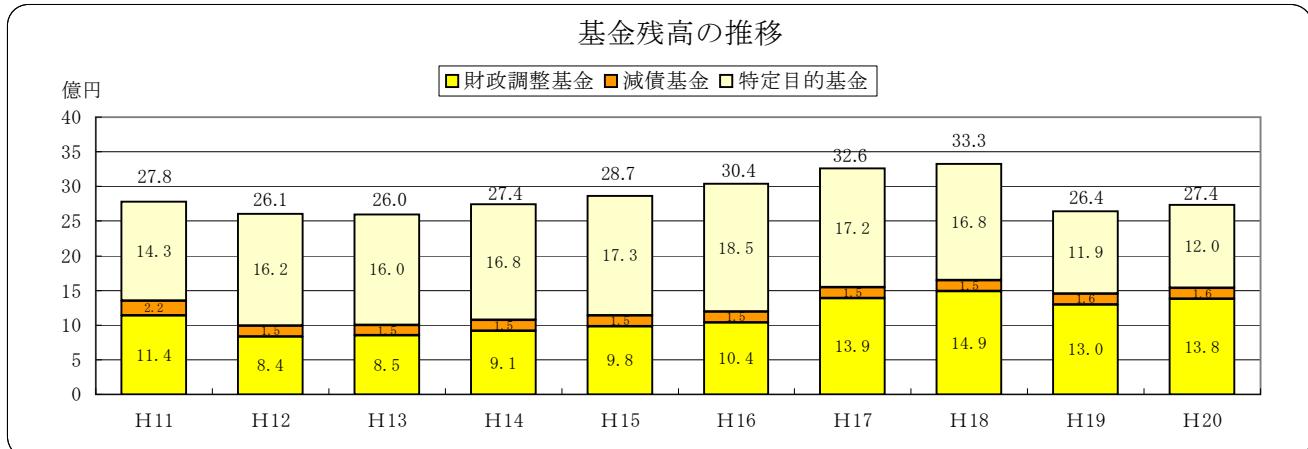
区分	美幌町	北見市	斜里町	津別町	雄武町	佐呂間町	紋別市	遠軽町	湧別町	網走市	訓子府町	興部町	滝上町	小清水町	置戸町	大空町	清里町	西興部村
町(市)債残高	601	676	942	939	991	993	1,004	1,018	1,061	1,071	1,099	1,224	1,325	1,395	1,488	1,595	1,747	3,431

※一人当たり町（市）債残高については、一般会計に係る地方債残高より試算しております。

### ③基金残高と町債残高の推移

町の貯金にあたる各種基金の平成20年度末積立総額は27億3,700万円で、町民一人あたりでは213,011円となり、平成19年度と比べ10,000円程増加となる見込です。

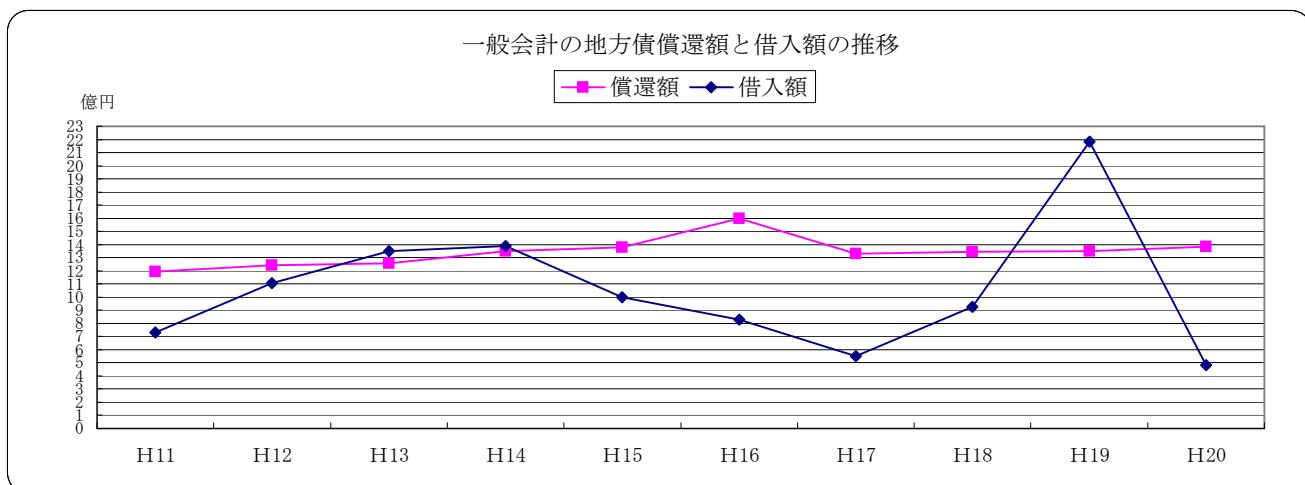
一方、町の借金である町債の平成20年度末残高の町全体額（一般会計＋特別会計＋企業会計）は、205億1,370万円で、町民一人あたりでは1,585,897円となり、平成19年度より2,000円程増加する見込です。



#### ④一般会計における地方債償還額と借入額の推移

一般会計における町債の元利償還金と借入額の推移を表にしております。また平成13年度からは地方交付税の赤字を埋める地方債である臨時財政対策債（臨財債）が発行されており、臨財債を含めた総額となっております。

また、平成13年度、平成14年度については、ウトロ小中学校の建設、公営住宅の立替などが集中した期間であり、平成19年度については、国営土地改良事業の完了に伴う負担金の繰上償還が行われたことから、新規借入額が多くなっております。



#### ⑤斜里町の債務負担行為（後年度負担）残高

地方債の他に、負担の後年度支払いの状況は次のとおりです。

- 平成20年度末債務負担行為の残高20億5百10万円

□一般会計 □公共下水道事業会計 □介護保険事業会計 □水道事業会計 □病院事業会計



区分						合計
	一般会計	公共下水道事業会計	介護保険事業会計	水道事業会計	病院事業会計	
斜里町	1,572.4	178.6	0.4	0.5	253.2	2,005.1

単位：百万円

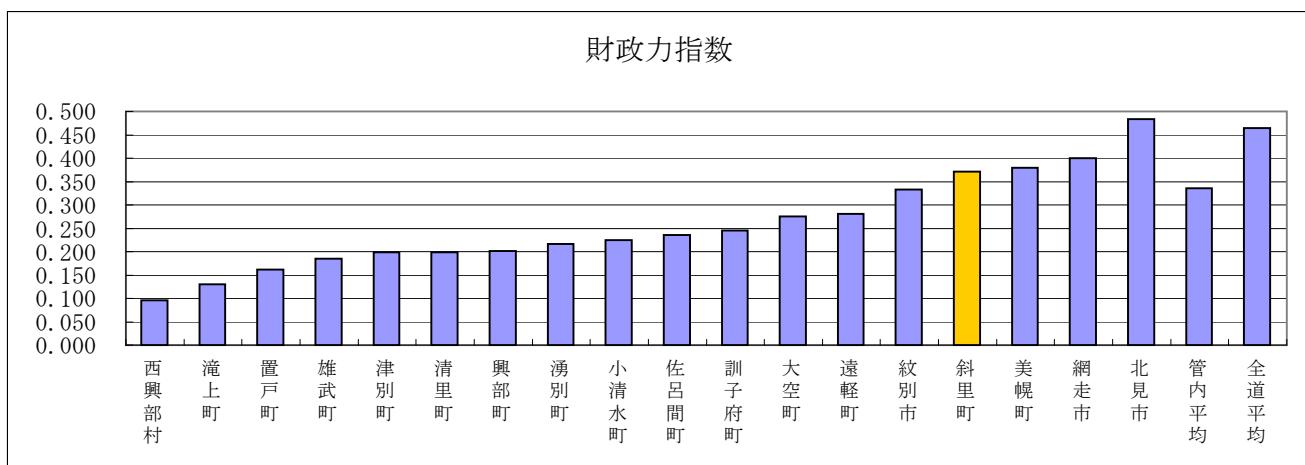
#### (4) 財政健全化指標等、各種財政指標の状況

平成20年4月から一部施行されました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、斜里町の健全化判断比率と各種財政指標を基に、網走管内の他市町村と比較してみました。財政状況を測る各種財政指標は決算の数字を基にしていいますので、ここでは平成20年度決算による数値を用いています。

##### ①財政体力を示す「財政力指数」 斜里町は0.371

人口や町の面積などに応じて標準的にかかる経費に対して、自主的な収入（町税や使用料・手数料など）がどの程度あるかを示すものとして「財政力指数」があります。この数字が高いほどその市町村には体力があると言うことになります。

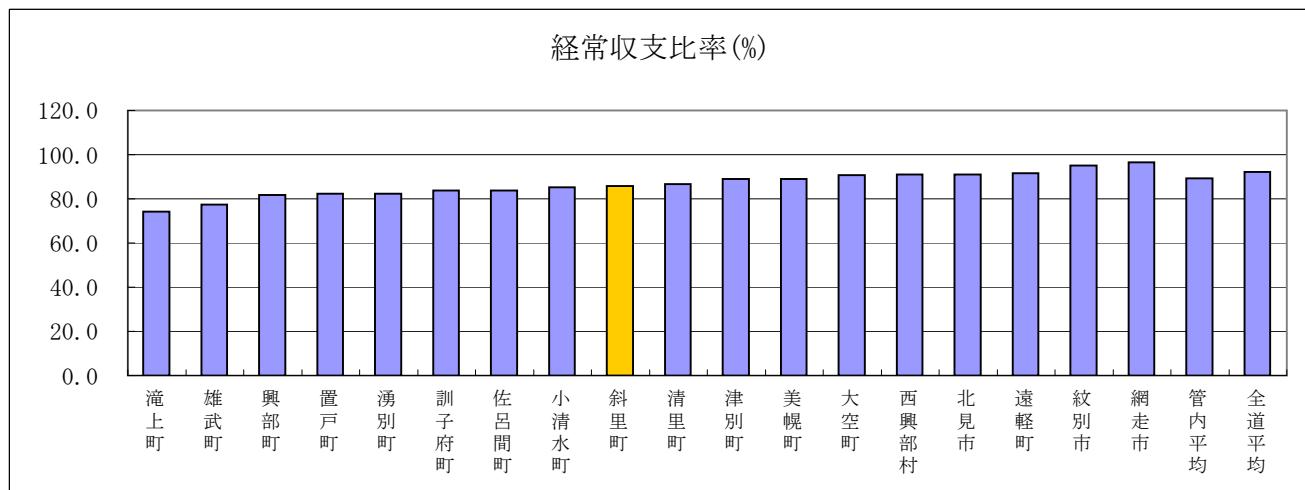
斜里町の財政力指数は0.371で、管内では18市町村中4番目に高い数値となっています。



##### ②財政の自由度を示す「経常収支比率」 斜里町は85.9%

経常収支比率は、町税や交付税などの経常的な収入から人件費や施設の維持管理費など経常的に支出する支出を割り返した数値を言い、その比率により財政の弾力性を計るものです。

従って、この数字が高いほど財政が硬直化していることになり、斜里町の経常収支比率は85.9%で、管内では18市町村中9番目に弾力性があります。



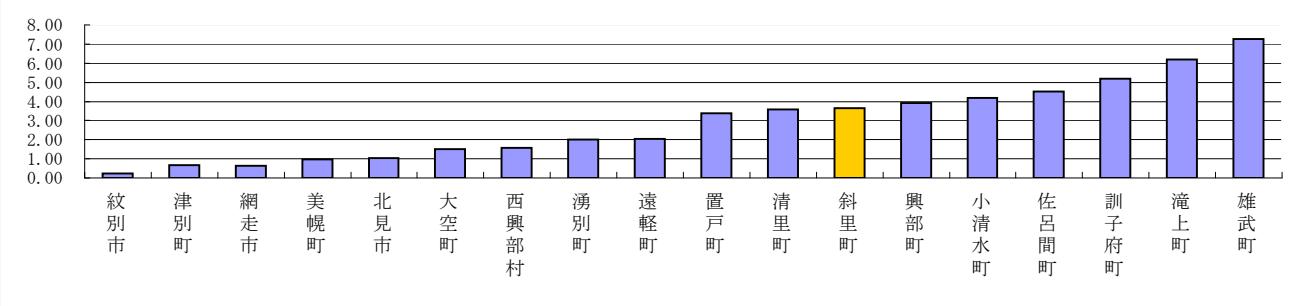
### ③財政運営の深刻度を示す「実質赤字比率」 斜里町はプラス3.65%

福祉、教育、まちづくり等を行う町の一般会計等（斜里町の場合、一般会計と国立公園内森林保全事業特別会計となります。）の、その年の決算により生じた実質収支額（収入から支出を差し引いた額）が町税や地方交付税などに占める割合を示す指標です。収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなり、その年の決算が健全であったかをチェックすることができ、町の財政運営の深刻度を示します。

また、斜里町の場合この数値がマイナス14.75%を下回ると、財政健全化計画を策定して財政の早期健全化を目指すことになり、マイナス20%を下回ると、財政破綻の状態とみなされ、法律に基づく「財政再生団体」として国の管理下で財政の再建を目指すこととなります。

斜里町は、プラス3.65%となっており、管内的にも18市町村中7番目に高い数値となっています。

実質赤字比率(%)



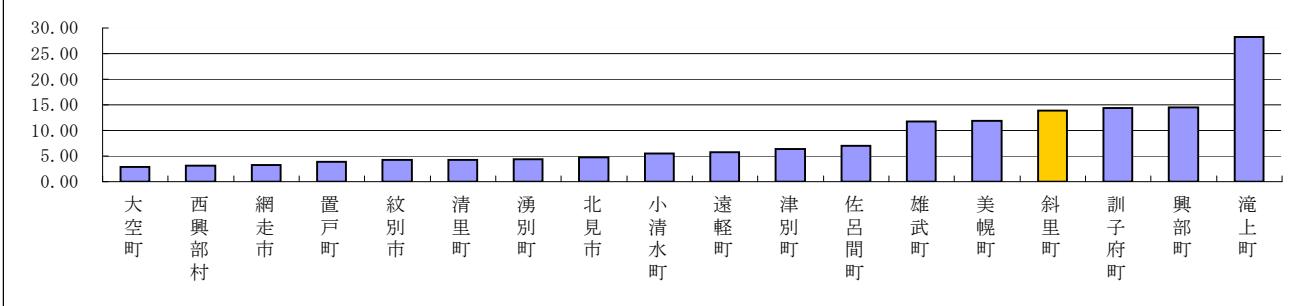
### ④町全体の財政運営の深刻度を示す「連結実質赤字比率」 斜里町はプラス13.92%

町全体の資金不足の程度を把握するため、その年のすべての会計の赤字と黒字を合算した額が、町税や地方交付税などに占める割合を示す指標です。一般会計、特別会計（国民健康保険や介護保険会計等）の決算により生じた実質収支額（収入から支出を差し引いた額）と、公営企業会計（病院会計や水道会計）の資金剰余（不足）額の赤字と黒字を合算して、連結の収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなり、町全体の財政運営の深刻度を示します。

また、斜里町の場合この数値がマイナス19.75%を下回ると、財政健全化計画を策定して財政の早期健全化を目指すことになり、マイナス40%を下回ると、財政破綻の状態とみなされ、法律に基づく「財政再生団体」として国の管理下で財政の再建を目指すこととなります。

斜里町は、プラス13.92%となっており、管内的にも18市町村中4番目に高い数値となっています。

連結実質赤字比率(%)



## ⑤資金繰りの危険度を示す「実質公債費比率」 斜里町は14.6%

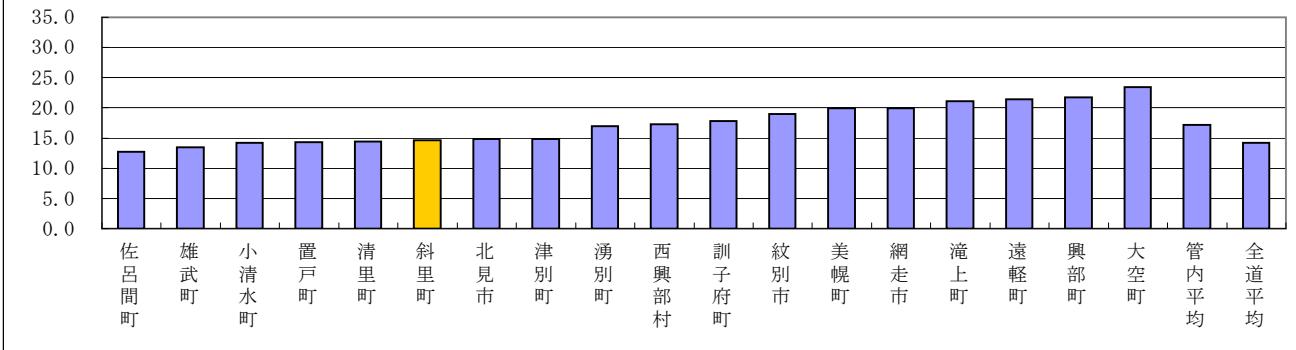
町債（建設事業などを進めるにあたって借りたお金）や町債に準ずるもの（償還金が町税や地方交付税などに占める割合）を示す指標の過去3か年度平均値で、借金返済の負担が多すぎないかをチェックすることができ、町の資金繰りの危険度を示します。

この数値が18%以上の団体は、新たな借入（地方債の発行）をするに当たって北海道の許可が必要となります。さらに、25%以上の団体は、単独事業に係る地方債の発行が制限され、財政健全化計画を策定して財政の早期健全化を目指すことになります。

また、35%を越えると災害関連を除く一般事業に係る地方債についても制限されるとともに、財政破綻の状態とみなされ、法律に基づく「財政再生団体」として国の管理下で財政の再建を目指すことになります。

斜里町の実質公債費比率は14.6%で、管内では18市町村中6番目、全道では180市町村中120番目に低い数値となっていますが、今後、借金が増えると後年度の財政を圧迫して新たな取り組みができなくなったり将来の住民負担を強いることになることから上昇させない努力が必要となります。また、これから大型事業の償還を迎えるため、実質公債費比率は上昇すると考えられますが、計画的な公債費負担の平準化を図っていきます。

実質公債費比率(%)



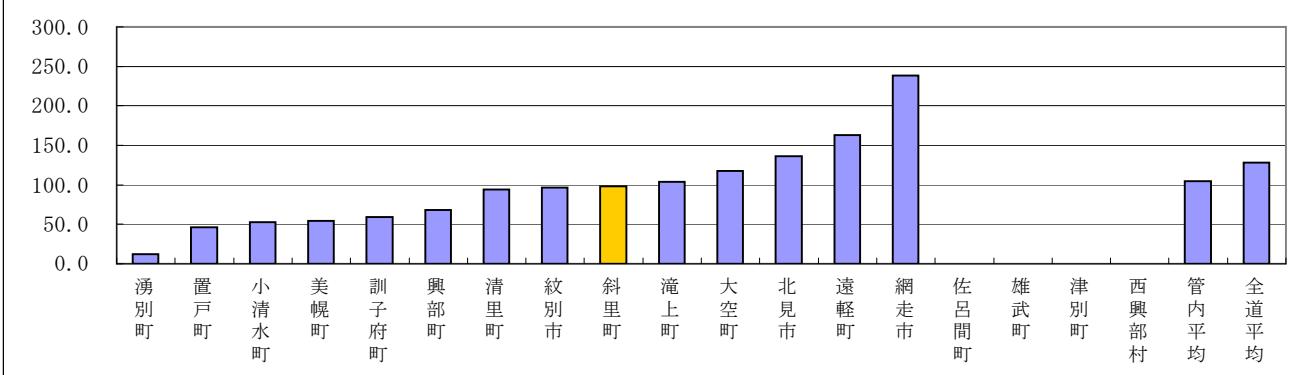
## ⑥将来財政を圧迫する可能性が高いかを示す「将来負担比率」 斜里町は98.2%

町債（建設事業などを進めるにあたって借りたお金）や債務負担（複数年にわたり支払いの予定のあるもので、町債に準ずるもの）など、将来支払っていく可能性のある負担等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の町税や地方交付税などに占める割合を示す指標で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

また、この数値が350%を越えると、財政健全化計画を策定して財政の早期健全化を目指すことになります。

斜里町の将来負担比率は98.2%で、管内では18市町村中13番目、全道では180市町村中95番目に低い数値となっています。（佐呂間町・雄武町・津別町・西興部村は将来負担比率が発生しておりません。）

将来負担比率(%)



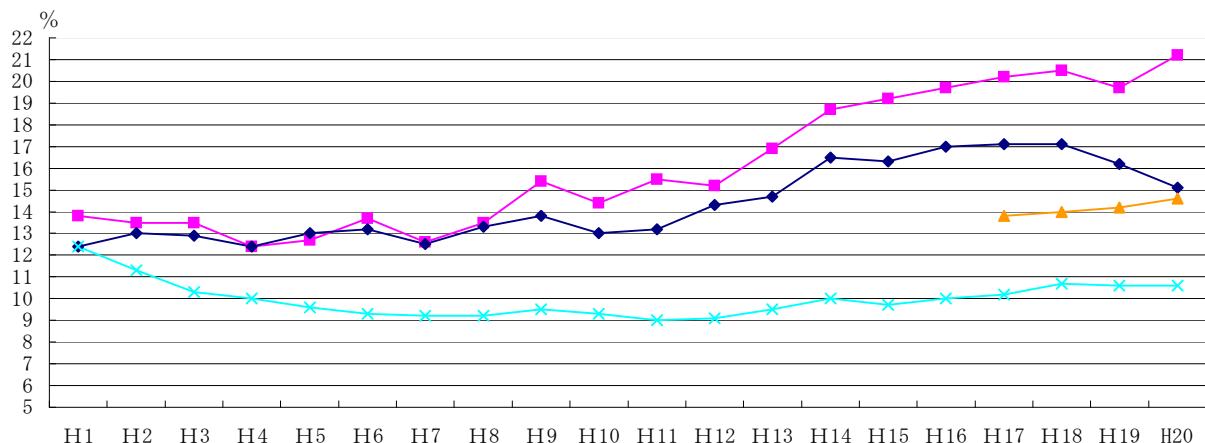
## ⑦その他、地方債に係る各種財政数値の推移

地方債の借入等の際に目安となる各種財政指数は、次のとおりとなっています。

- ・公債費負担比率：町債（建設事業などを進めるにあたって借りたお金）の償還金に充当された一般財源の総額に対する割合であり、財政運営の硬直性を示す比率です。
- ・公債費比率：町債（建設事業などを進めるにあたって借りたお金）の償還金が町税・各種の交付金（標準税率收入額）や交付税などに占める割合を「公債費比率」といいます。  
借金が増えると後年度の財政を圧迫して新たな取り組みができなくなったり将来の住民負担を強いることになることから上昇させない努力が必要です。
- ・実質公債費比率：一般会計等が負担する地方債の元利償還及び地方債に準ずる元利償還金の標準財政規模に対する割合の3ヵ年度平均値であります。  
平成18年度以降、地方債の許可制限の指標として用いられています。
- ・起債制限比率：地方債の元利償還金に対する標準財政規模に対する割合の3ヵ年度平均値であり、平成17年度までは地方債の許可制限の指標として用いられていました。  
現在は、実質公債費比率が25%以上であっても、起債制限比率が20%未満である場合には公債費負担適正化計画の内容・実施状況に応じて起債許可されることになっています。

地方債に関する各種財政数値の推移

■ 公債費負担比率 ◆ 公債費比率 ▲ 実質公債費比率 ✕ 起債制限比率



単位：%

区分	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
公債費負担比率	13.8	13.5	13.5	12.4	12.7	13.7	12.6	13.5	15.4	14.4	15.5	15.2	16.9	18.7	19.2	19.7	20.2	20.5	19.7	21.2
公債費比率	12.4	13.0	12.9	12.4	13	13.2	12.5	13.3	13.8	13	13.2	14.3	14.7	16.5	16.3	17.0	17.1	17.1	16.2	15.1
実質公債費比率																		13.8	14.0	14.2
起債制限比率	12.4	11.3	10.3	10.0	9.6	9.3	9.2	9.2	9.5	9.3	9.0	9.1	9.5	10.0	9.7	10.0	10.2	10.7	10.6	10.6

※実質公債費比率はH17より設けられた指標であります。